

ソーシャル・ライブラリーの役割について

高 島 涼 子

目 次

1. 時代背景
2. ソーシャル・ライブラリーの成立
3. ソーシャル・ライブラリーからパブリック・ライブラリーへ
 1. charter と corporation
 2. 個人——私から公けへ

1. 時 代 背 景

ソーシャル・ライブラリーが北アメリカ植民地において成立し始めたのは1730年代からで、17世紀初期のピューリタンによる開拓から100年余り経過していた。既によく知られているように、イギリス政府と国教会による迫害から逃れるために、また経済的な理由のために、彼らは新大陸に移住してきたのであるが、その生活は厳しいものであった。

彼らは、新大陸の発見された時期とルターが95箇条の抗議文をウィッテンベルグの城教会の門扉に貼り出した時期とがほぼ同じであったため、

コロンブスは隅然サンサルバドルの島に着いたのではない。神はプロテスタントのために新大陸を用意し、時の満つるまで、人類の目から隠しておかれたのである——¹と理解したのである。

メイフラワー号より10年後、マサチューセッツ湾会社と総督がArbella号によって、やはりピューリタンに対する迫害を逃れて、アメリカ大陸に移住してきた。総督ジョン・ウィンスロップJohn Winthropはその航海途上において、

For we must consider that we shall be a city upon a hill.² The eyes of all people are upon us.³

と述べている。

このような信仰の下に築かれたニューイングランドの植民地は、教員のみが自由公民 free men として town meeting 及び植民地議会に参加できる信仰・政治一致の形体をとり、総督以下の指導者と信仰が異なる場合は、その植民地を追放されたりした。信仰の自由を求めて本国から逃ってきた彼らが一抱自ずからの社会を作り上げるや、信仰の自由を認めなくなり、迫害する立場にさえ立ったことは、人間の弱さと愚かしさを表わすものであろうが、結果としては、植民地

高 島 涼 子

が拡がっていった直接の原因ともなった。⁴

フィリップ王戦争でほとんど致命的な被害を受けたニューイングランドの植民地は、その後徐々に勢力を回復し、1700年には以下の人口を有していた。

ニューハンプシャー	10,000人
マサチューセッツ湾	80,000
ロード・アイランド	10,000
コネチカット	10,000

以上ニューイングランド 合計130,000人⁵

その他中部、チェサピーク湾植民地及びカロライナ地方の植民地人口もすべて合計するとおよそ30万人弱となる。⁶

ニューイングランドにおける神政政治も18世紀には、教員であっても議会に出席しないもの、教員であるかどうか確認できないもの等が増加し、一定額以上の財産保有が議会の出席条件となったり、イギリス本国における植民地政策の変更により、特許植民地 chartered colonies から王領植民地 royal colonies へと移行したりして、ウインスロップ達の望んだ「正しき政教両様の統治組織」は建設できなかった。しかし、アメリカ社会の根源にあるものは、

植民当初から新大陸の社会形成の力となって来た宗教的熱情であることを忘れてはならない。⁷

18世紀は、一般的に、アン女王戦争後順調な発展を遂げた時代である。人口は増加し、1754年には、植民地全体で約150万人になった。⁸

各州はそれぞれ固有の歴史を歩んだが、ベンジャミン・フランクリン Benjamin Franklin が最初のソーシャル・ライブラリーである、フィラデルフィア図書館会社 Library Company of Philadelphia を作ったペンシルヴァニア州を例にとると、この州の領主であるウィリアム・ペン William Penn がクエーカー教徒であったため、ピューリタンからも迫害を受けたクエーカー教徒のために、またその他の迫害を受けている宗派の人々のために、信仰の自由をうたった開拓をモットーにした。彼は信教の自由とそれに伴うさまざまな生活態度の自由を許した。

ペンシルヴァニアは、ローマ帝国以後、異なる民族と異なる宗派のものを同じ政府のもと同じ条件で生活させた最初の大規模な社会であった。⁹

1782年に刊行された、当時の植民地の状況をイギリスに住む友人に書き送った書翰は、まさに自由を誇るものであった。「アメリカ農夫の通信——北アメリカ英領植民地における若干の地方の一般に知らない事情・風俗・習慣の叙述ならびに最近また現在における奥地の環境に関する若干の知識の伝達」*Letter from an American Farmer* の中第三信「アメリカ人とは何か」What is an American? に、著者クレヴクール St. John de Crèvecoeur は、

我々は世界に現存するうちで最も完全な社会をなしている。ここでは人間は本来あるべきように自由であり、またこの快い平等は他の状態が多く変りやすいのにくらべてさほど変りやさしくない。……それでは、この新しい人間、アメリカ人とは何者であろう。(What, then, is the American, this new man?) ……昔の偏見と風習を見捨てて、自分の受け入れた新しい生活様

式、自分の服従する新しい政治、自分の保持する新しい地位から、新しいものを受けとる者、その人をアメリカ人というのである。(He is an American, who leaving behind him all his ancient prejudices and manners receives new ones from the new mode of life he has embraced, the new government he obeys……)¹⁰

と述べている。この書翰の中で、著者は地主も貴族もいないと書いているが、彼自身、奴隸を所有する地主であったし、¹¹ 年季奉公人——一定期間とはいえ自由を拘束され、時には苛酷な取り扱いも受けた——やまして黒人奴隸やインディアンには全く触れず、このままを受け入れることはできないが、それでもヨーロッパの旧社会から逃れ出した一人の自由人の新大陸での息吹きが読みとれることは確かである。現実はむしろ以下のようにあったろう。

わが国は「生まれながらにして自由」だったのではなく、生まれながらにして奴隸と自由、奉公人と主人、小作人と地主、貧者と富者の国だったのだ。¹²

このような確固たる身分社会が形成されたことは、植民地における上層階級がすべてにおいて本国イギリスの模倣をしたことから容易に肯定できる。しかしだけ一点本国と違っていたのは、この身分社会は固定されていなかったということであり、上昇の機会がたとえわずかでも、その可能性が閉ざされていなかったという状況は、人々に希望を与えた。未だ成功を収めていない人々の必要とするものは、教育であり、知識であった。

2. ソーシャル・ライブラリーの成立

ソーシャル・ライブラリーとは、公立図書館成立直前の一つの図書館の形態である。公立図書館の条件は、現在では次の三原則が定説となっている。

- (1) 公開性 図書館の設置された地域に住む、すべての人びとの利用に供されること。
- (2) 公費による負担 財政的には全額または一部が公費 (public funds) で負担されていること。
- (3) 無料制 図書館の利用は無料である。¹³

また次のような考え方もある。

公共図書館とは、主として税収入によって資金が調達され、いかなる人も人種、宗教、経済的水準にかかわりなく、人類の記録された歴史、学問、知識を自由に利用することができる地域社会機関である。¹⁴

M. C. Tyler はアメリカ合衆国における図書館の発展を六段階に分けてとらえ、第一段階から第六段階まで、図書が個人のものであった時代から徐々に利用できる人数を増加させ、最終的にすべての人々に、財産、教育等一切の条件をつけずに開放するに至った過程を述べている。

The complete popularization of books is the goal.¹⁵

高 島 涼 子

パブリック・ライブラリーは図書館のあり方としていわば最終的なものであり、成立後の発展は利用者が、あるいはすべての市民がどのように、図書館職員と協力して、一つ一つの図書館を創り上げるかにかかっている。

世界で最初の公立図書館が、19世紀半ばにボストンでつくられ、その後各州に拡がっていったわけであるが、公立図書館成立に至るまで、人々の考えを耕し、図書の必要を認識させ、公けの施設が必要であり、図書館のための税徴収もやむなしと認識させるに至った大きな要素の一つがソーシャル・ライブラリーである。

ソーシャル・ライブラリーとは、簡単にいえば次のようなものである。

…the social library was nothing more than a voluntary association of individuals who had contributed money toward a common fund to be used for the purchase of books. Though every member had the right to use the books of the organization, title to all was remained by the group.¹⁶

What the individual cannot do alone a club of individuals can do together.¹⁷

Shera 教授は、このソーシャル・ライブラリーを二つに分けている。(a) proprietary libraries と(b) subscription (or association) libraries である。

(a)は common-law 上の partnership であり、株式組織の原則に基づき、株を購入して会員になるのである。

(a) The proprietary libraries were common-law partnerships ; based on the joint stock principle, they involved owner-ship of shares in the property of the group. Such shares were transferable by sale, gift, or bequest.¹⁸

(b)は common-law 上の corporation であり、年会費を払って会員となる。会員は図書を利用する権利を持つのであって、図書の所有権は持たなかった。

(b) The subscription library, on the other hand, was from the first a common-law corporation. Its annual fees bought its services, not title to the property.¹⁹

(a)においては、会員が増え、資産が増え、従って新しい図書が購入可能な時期ばかりではなく、不況や戦争によって資産を失う会員が多くなり、またその他の理由によって、会員の持つ財産権によって該当する金額や図書を引き出したり、多くの図書が紛失したりする事態もでてきた。

このような問題を解決するために法人化という方法がとられた。1731年に設立された、Library

ソーシャル・ライブラリーの役割について

Company of Philadelphia は当初、会員は一人図書購入基金として40シリング、毎年の維持・拡張費として10シリングを出資することになっていたが、発足当時50名だった会員が、1742年には100名を超えたために、社団法人 corporation となった。この図書館は proprietary library として発足し、会員は、

書物を借り出して行くことと、自分の読みたい書物を選択する二重の権威をもつと共に、毎年総会において理事ならびに会計係を選出したが、各会員の出資、すなわち「株」(Share) は、株主権として、その絶対的な所有権が与えられていたのである。すなわち自分の意志によってこれを贈与することも、あるいはまたこれを他に譲渡することもできた。^{20.}

1742年に社団法人となって初めて Library Company of Philadelphia は subscription library となつたのである。^{21.}

ロード・アイルランド州ニューポートのレッドウッド図書館会社は、1747年8月24日、植民地議会において法人の charter を取得している。^{22.}

Because of the common-law concept of corporations, the provisions of the Redwood charter were typical of the hundreds that were to follow.^{23.}

上記のレッドウッド図書館会社の例からもわかるように、ソーシャル・ライブラリーは charter によって法人化されて成立したものである。そして、この corporation という概念が、ソーシャル・ライブラリーからパブリック・ライブラリーへ移行する際の重要な要素の一つであると考えるので次節以下で charter 及び corporation について考察したい。

3. ソーシャル・ライブラリーからパブリックライブラリー

3. 1. charter と corporation

charter (特許状あるいは認許状と訳される) は、Americana によれば、

a document rights, privileges, or immunities from the sovereign power of a state to its people, or to a group of them organized into a company, institution, or dependency. The term, from *charta* or *carta* (Latin for “written document”), originally had a broader meaning in England, encompassing all conveyances of land titles, including those between private individuals. Gradually the meaning was restricted to grants from the sovereign.^{24.}

というものである。この最も有名なものは、1215年に出されたジョン王のマグナ・カルタ Magna Carta (Great Charter) であろう。中世のヨーロッパの国王は、この charter をギルドや宗教及び教育機関に、ある特権や税免除権等を保証して付与した。そして17世紀には、イギリスの charter は主に北アメリカにおける植民地に対して与えられたのである。^{25.}

高 島 涼 子

これらの charter には、自治権と土地付与権が保証されており、もっと重要なことは、各特許状には、植民地への移住者と、植民地で出生した彼らの子供にたいして、イギリス在住者とあたかも同様に、イギリス人としてのいっさいの権利や特権をもつことが保障されていたことであった。²⁶

これは、イギリス人としての憲法上の権利と common-law 上の個人の権利の思想が、植民地において、そのまま持続したことを探しており、植民地社会形成の理解の一つの鍵ともいえるものである。

北米のイギリス植民地には、自治植民地 (corporate colonies)、領主植民地 (proprietary colonies)、王領植民地 (royal colonies) の三種があり、本国政府の植民地政策の変遷に従って、この三種の間の増減消長が起きたのであったが、一貫して認められる傾向は、制度として植民地議会が各地に確立され、植民地人の間に自治の政治的訓練が強靭な根を下したことである。²⁷

その一例として、マサチューセッツ湾会社の charter によれば、その組織は、会社の代表である governor 1名、補佐役として deputy-govemor 1名、役員にあたる assistants 18名がおかれ、月1回の Court of Assistants を開いて、会社の運営にあたることになっていたそして年に4回、Great and General Court を開き、出資者 free men 全員が出席して、出資者の新規加入決定、職員の選定、法律と条例の制定を行なったのである。²⁸

このマサチューセッツ湾会社は、1629年設立当初はロンドンにおかれたが、同年会社と特許状をニューイングランド地方に移すことを決定し、翌年から移住を始めた。この事はマサチューセッツ湾会社の組織がすなわちマサチューセッツ湾植民地の政治組織となったことを意味し、「このために植民地が事実上イギリス本国から独立したのだ。」²⁹といえるほどであった。

各植民地会社によって多少の相違はあるものの、この charter によって、植民地当初から植民者の権限はあらかじめ明記されており、その主旨に賛同するものが、それぞれ会社と契約を結び、新大陸へ移住したのである。そしてこれらの思想の中核をなしたのがピューリタニズムであった。

植民地は国家契約によって、タウンは社会契約によって、信徒集団は教会契約によって、それぞれが結社となり、ニューイングランドはその総体として、神と人類の契約によって成り立つ救済史のなかに位置づけられた。³⁰

つまり、charter はこのような契約理念の一つの表われであって、植民地人は、独立するまでこの charter によって彼らと本国との関係を明らかにしていた。たとえば、北アメリカ植民地における最初の大学であるハーヴァード大学にも charter が下付されている。そして、すでにみたように、Redwood Library が法人として認められる際にも、charter が与えられているのである。

諸権限の源泉は charter にあった。

次に法人 corporation についてであるが、この概念は植民地人にとってなじみの深いものであった。

in the beginning, corporate existence was not a matter of precise definition ; it arose in response to immediate circumstances and was molded and modified according to economic, geographic, and social environment. The corporation was an instrument for the accomplishment of a specific purpose ; and since that purpose was paramount in the minds of the colonists, they set up a corporate mechanism which their experience, and intelligence, indicated as most likely to give effect to the efforts and aspirations.³¹.

1684年までは、マサチューセッツ湾植民地自体が法人であったし、（この年に植民地会社に与えられていた charter は撤回され、国王の直轄領たる植民地、つまり王領植民地となった。）ニューイングランドのタウンも成立時から法人であった。

corporation とは、西洋世界の自由市場経済における主な事業組織の形態である。そしてさらに公共の役割も果たしてきたのである。corporation を設立するためには、まず政府 sovereign authority と corporation との間の契約である charter を得なければならない。この charter は、政府とその corporation との関係を示しているのである。corporation の主な概念は a legal person という考え方である。ある組織を擬人化することによって、一人の人間では実行不可能なことを可能にしたばかりではなく、全く次元の違う世界を形成したのである。

14世紀までには、イギリスの borough は、quasi-corporate character を持っていると考えられていたし、English East India Company は1599年に設立され、1600年にエリザベス一世から charter を与えられている。この会社の運営方法は、当初は一航海ごとに資金を募り、出資金と収益金からの取り分を航海後に出資者が受け取るものであったが、1657年には、出資金は永続的なものとなった。こうして徐々に現在の法人の概念に相当する考え方 a separate legalperson, distinct from its officers, created by the authority of the state が形成されていったのである。

北アメリカ植民地においては、この corporation という形態は主に教育機関、宗教的団体、そして公益のために用いられた。その本来の目的である新世界における経済活動は、この形態を必要とするほど大きくなかったからである。1800年までには、交通、公益事業、商業の分野で corporation を設立することが通常となった。有料高速道路、橋、運河、ドック、水道、消防等の事業が corporation によってなされたのである。³²

corporation は個人の集まりとはいえ、その成立には charter を必要としているので、公けの性格も必然的に持つことになるのである。

3 . 2 . 個人——私から公けへ

partnership による図書館を個人の私有財産から法人所有のものとしたその時から、図書館は個人のものから公けのものへと歩み出したのである。法人所有のものが公けの政府機関の一部を占めるようになった一例が、パブリック・ライブラリーである。図書館は個人—私のものから法人を経て公けのものになったといえる。

高 島 潤 子

Not only the library but many other early private corporations were created to perform public functions that later became the proper province of governmental agencies. As the public library of the nineteenth century was preceded by, and to an important degree actually emerged from, the corporate social library, so many municipal functions and responsibilities were in the beginning executed by associations of private individuals operating under special charters.^{33.}

charter 及び corporation の概念は契約理念と密接な関係を持っているが、その範囲が必要に応じて拡大していった一つの例が図書館である。地理的、風土的そして経済的条件に規定された北アメリカの植民地人が、図書の必要性を痛感し、その利用を実現するためにとった第一の手段が、個人が集まって出資し合うことであった。そしてその存在が徐々に公共性を持ち、個人の限界を超えた時に、法人化という第二の手段がとられ、さらにその機能が拡大されて、法人の限界を超え、公共のものとなつたのである。

菊池祖氏は、この点について、John Dewey の言葉を引用しながら次のように述べている。

アメリカでの公・私の観念の関係は無媒介の連続であって、John Dewey によれば公的なものと私的なものを分つものはただ『拡がりと範囲 extend and scope』という量的規定だけであつて公共性の判定者は公衆として函数的に設定されるのだという。^{34.}

こうしてみると、今日では当然自治体の管轄と思われる水道事業や道路・橋の建設・補修等が、植民地時代、北アメリカで個人の契約からなる法人によって行なわれたことは、^{35.} この「拡がり」を指すものであろう。そしてこれらの事業は、その後 local government に吸収されていくのであり、図書館もその事業の一つなのである。ここにパブリック・ライブラリーを生み出した一つの理由を見い出すことができないのだろうか。

私的利害が拡大されて公的利害となるという図式は、town meeting という直接民主主義制や議会民主主義とそれを可能ならしめたイギリスの数百年間に及ぶ国王との権利闘争及びピューリタンの信仰に立った人権思想、北アメリカ大陸の厳しい自然、白人にとっての広大なフロンティア等、さまざまな要素が有機的に関連し合って形成されたものである。この一見とらえどころがない、区切のない連続している公・私の概念は、契約によってきりとられ、その部分を確かにしていく。

Not only did the colonists bind themselves in mutual agreement to accomplish certain activities necessary to daily life, but they conceived of government itself as based on and derived from a perpetual civil contract. …The Puritan not only entered into contracts with his neighbor for economic, social and political ends but also made covenants with his God.^{36.}

ソーシャル・ライブラリーの役割について

まず神と人との契約がある。この契約によって、すべての人は神の御前に平等となり、その平等な人と人との関係が生まれ、ここに個人間の契約が生まれる。そしてこの個人と個人の契約は更に団体との契約、政府との契約と拡がっていくのである。その最も顕著な例が、「メイフラワー誓約」The Mayflower Compactであろう。

ソーシャル・ライブラリーは、この拡がりの一例であり、一過程であるが、個人の所有から図書館を開放したことには重要な意味があった。法人化という段階を経たことで、公共の場を結果として世界で最も早く得られたのであり、私的利害の拡大という出発点を持っているために、すべての人にとっての利益を追求できる機関になったのである。Tyler 教授のいう “complete popularization” がどの程度 complete なのか、常に図書館自体が点検していかなければならないし、complete を目ざしていかなければならない。

18世紀から19世紀にかけて、北アメリカ合衆国人の作り上げたソーシャル・ライブラリーは、以下の表にみるように、18世紀末期から1830年代を最盛期に、1200近くの図書館が作られ、そして、後は消滅した。これはその内在している 性格上当然 といえるかも知れない。

Table 1. Distribution of Libraries, Six New England States by Date of Establishment, 1776—1850*

	1776— 1780	1781— 1785	1786— 1790	1791— 1795	1796— 1800	1801— 1805	1806— 1810	1811— 1815
Conn.	3	9	61	29	29	21	19	14
Mass.	5	6	35	34	34	20	33	24
R.I.			3	6	6	2	6	1
Me.			4	8	8	6	4	5
N.H.			18	54	54	51	23	24
Vt.			4	10	10	5	5	3
New England	8	15	44	125	141	105	90	71

	1816— 1820	1821— 1825	1826— 1830	1831— 1835	1836— 1840	1841— 1845	1846— 1850	Total
Conn.	14	18	15	9	11	2	4	253
Mass.	31	30	35	24	23	15	25	355
R.I.	4	8	6	4	2	2	21	65
Me.	17	4	5	8	2	8	6	79
N.H.	9	23	27	15	5	8	8	266
Vt.	2	3	5	3	3	1		46
New England	77	86	93	63	46	36	64	1,064

*The term “library” as here applied may be interpreted to mean social library in all its forms. A very few truly public libraries, such as those of Peterborough, N.H., Wayland, Mass., and Boston, Mass., have been included, but their number is so small as to make no real difference. Academic, circulating, private, and school libraries have been excluded.

The data for this and the following tables of this chapter have been taken wherever possible from the surviving records of the individual libraries. In many cases, however, these records have not been preserved, and it has been necessary to rely upon such secondary sources as are available. Reference should also be made to the general statement concerning sources in the Introduction and to the Selected Bibliography.³⁸

高 島 潶 子

Table 2. Distribution of Social Libraries According to Their Ultimate Disposition

Disposition	No. of Libraries
Libraries still extant	32
Absorbed by other libraries still extant	76
Taken over by town as free public library	53
Subtotal	161
Absorbed by libraries later themselves defunct	73
Sold at auction	65
Dissolved and books divided among the membership	75
Destroyed by fire but not revived	12
No surviving record of disposition	699
Total	1,085 ^{39.}

Table 3. Distribution of Social Libraries According to Length of Life

Duration of Life	No. of Libraries
Still extant or lasted over 100 years	60
75—99 years	11
50—74 years	53
40—49 years	53
30—39 years	70
(35 years and up.....)	approximately 212)
20—29 years	62
10—19 years	63
5—9 years	28
2—4 years	13
Total	413 ^{40.}

It may be said that the agglomeration of social libraries that covered New England was in itself a great public library system. Every town then had its social library, as it was later to have its public library. As organizations they were not essentially democratic in control or patronage, but practice strongly modified their theoretical limitations so that their collections were in reality rather widely available to the community at large. Fees were generally low, and it is quite doubtful whether any serious reader was denied access to the books because of poverty.^{37.}

上に引用した Shera 教授のことばにもあるように、ソーシャル・ライブラリーは、パブリック・ライブラリー・システムとして有効に機能し、読むことを、知ることを欲している人々にその場

ソーシャル・ライブラリーの役割について

を提供したのである。このソーシャル・ライブラリーは、公けの、公立の図書館を形成する前段階としての役割をみごとに果したといえる。個人のものでありながら、公けの性格を合わせ持つこの組織形体は、まさに世界で最初の公立図書館を生み出す母体となったのである。

注

1. 曾根暁彦著 アメリカ教会史 日本基督教団出版局 1974 p.19
2. 新約聖書 マタイによる福音書第5章14節：あなたがたは、世の光である。山の上にある町は隠れることができない。
3. *A Model of Christian Charity*, by John Winthrop, 1630
4. ロジャー・ウィリアムス (Roger Williams, c. 1604-84) は1636年、マサチューセッツ湾植民地の強力な神政政治に反抗したため、追放され、後のロード・アイランド植民地の基礎を築いた。
トマス・フーカー (Thomas Hooker) は厳格な政教分離主義者、徹底した民主主義者であり、1636年、マサチューセッツを出て、コネティカットに移住した。(原典アメリカ史 第1巻 アメリカ学会訳編 岩波書店 1950 pp.22-23)
アン・ハチンソン (Anne Hutchinson 1591-1643) 信仰上の信念を曲げず追放され、ロード・アイランド、後にニューヨークに移住した。(世界の女性史9 アメリカI 新大陸の女性たち 本間長世編 評論社 1976 pp.95-98)
5. サムエル・モリソン アメリカの歴史 1 斎藤光他訳 集英社 p.169
6. 同上
7. 曾根暁彦 前出 p.20
8. モリソン 前出 p.181
9. 同上 p.168
10. 原典アメリカ史 前出 pp.334-338
11. 同上 p.332
12. ハワード・ジン著 民衆のアメリカ史 上 1492-1865 富田虎男訳 TBS ブリタニカ 1982 p.86
13. 森耕一著 公立図書館原論 全国学校図書館協議会 1983 p.19
14. ホイットニー・ノース・シーモア、JR., エリザベス・N. レイン共著 だれのための図書館 京藤松子訳 日本国書館協会 1982 p.23
15. Tyler, Moses Coit "The Historic Evolution of the Free Public Library in America, and Its True Function in the Community" *The Library Journal* Vol.9 (1884) p.41
16. Shera, Jesse H. *Foundations of the Public Library : The Origins of the Public Library Movement in New England 1629 - 1855* Reprinted Hamden, The Shoe String Press, 1974. p.57
17. Tyler 前出 p.41
18. Shera 前出 p.58
19. 同上
20. 小倉親雄 フランクリンとフィラデルフィア図書館会社 「図書館界」 Vol.11 No.3 (1959) p.114
21. 菊池租 アメリカ公共図書館の風土性 「図書館学会年報」 Vol.15 No.1 1968 p.5
22. Shera 前出 p.59
23. 同上 p.60
24. The Encyclopedia Americana International Edition Vol.6 Danbury, Americana Corporation, c1979. p.324

高 島 涼 子

25. 同上
26. アメリカ史の新観点 (上) 比較史的こころみ C.V. ウッドワード編 (新アメリカ史叢書 1)
南雲堂 1976 p.45
27. 原典アメリカ史 前出 p.11
28. 三崎敬之 アメリカ北東部の植民地公民 マサチューセッツ湾植民地を例として 大明堂 1983
p.5
29. モリソン 前出 p.85
30. 関西アメリカ史研究会編著 アメリカの歴史 上 統合を求めて 京都 柳原書店 1982 p.20
31. Shera 前出 p.64
32. The Encyclopedia Americana vol.8 pp.3-16.
33. Shera 前出 p.65
34. 菊知 前出 p.2
35. Shera 前出 p.65
36. Shera 前出 p.66
37. 同上 p.74
38. 同上 p.69
39. 同上 p.73
40. 同上